

東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業に係る 環境影響評価手続きの概要

1. 事業の概要

都市計画決定権者の名称：大阪府 交野市・四條畷市

事業の名称：東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業

事業の目的：四條畷市清滝地区に立地する現ごみ処理施設の老朽化が著しいことから、交野市の磐船地区に新たなごみ焼却施設を整備し、交野市及び四條畷市から排出される一般廃棄物について、衛生的、安全かつ安定・迅速に処理し、市民の快適な生活環境を維持する。また、リサイクル施設を併設し、資源ごみ等のリサイクル及び適正処理を推進する。

事業計画地の位置：大阪府交野市大字私市3029番地外(敷地面積5.7ha)

2. 根拠法令等

大阪府環境影響評価条例 別表6の項 一般廃棄物処理施設の設置の事業
大阪府環境影響評価条例 第41条 隣接府県の知事との協議

3. 経過

(1) 諮問

平成25年 1月25日 大阪府知事より協議依頼
(関係地域とすべき地域に生駒市が含まれるため、奈良県域における環境保全に関する意見を求めるもの)
2月20日 奈良県知事より諮問
(環境影響評価、事後調査その他手続きに関して意見を述べる必要があるため)

(2) 審議

平成25年 3月 4日 第1回環境影響評価審査部会開催
・現地視察
・都市計画決定権者より準備書の内容について聴取
4月17日 第2回環境影響評価審査部会開催
・前回までの審議の整理
・都市計画決定権者より準備書の内容について聴取
5月 8日 第3回環境影響評価審査部会開催
・前回までの審議の整理
・環境審議会への報告(案)についての審議
5月22日 部会報告・環境審議会での審議

4. 今後の主なスケジュール(予定)

平成25年6月上旬 奈良県知事意見の提出
7月下旬 評価書作成
9月 評価書の縦覧(1ヶ月)
(工事期間3年3ヶ月)
平成29年度 稼働予定

平成25年 5月 8日

奈良県環境審議会
会長 花田 真理子 殿

奈良県環境審議会
環境影響評価審査部会長 高橋 隆博

東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設
整備事業に係る環境影響評価手続きについて（報告）

平成25年2月20日付け環政第548号により本審議会に諮問のあった標記の件について、平成25年3月4日、同年4月17日、同年5月8日の3回にわたり審議を行い、下記のとおり意見を取りまとめましたので、報告します。

記

1 水質について

工事中および事後調査の際には、急激な水質変化に対応するため、水質の常時モニタリング等の対応策を検討されたい。

2 騒音・振動について

一般国道163号線において、既に環境基準を超過している地点があることから、交通量の変化や搬入車両の経路等を考慮し、その対策に努めること。

3 動植物・生態系について

ア 事業計画地周辺は自然環境に非常に恵まれており、事業実施に伴い、動植物や生態系に影響を及ぼすことが想定される。生物の移動や行動圏に配慮して、工事及び事業をされたい。

イ 環境保全措置として緑化を行う際には、外来種を採用しないこと。また、地域の自然再生に向けて、外来種の除去を検討し緑化を図ること。

4 景観について

ア 遠景・中景・近景の特性を考慮した上で、景観に配慮すること。また、今後の施設の詳細設計の際には、景観への影響を軽減するよう留意されたい。

イ 特に近景については、煙突が新たに視野に出現する影響について、周辺の背景と調和させるよう色彩も含め検討されたい。

ウ 大気質と景観の両方の観点から、煙突高の設定の根拠について詳細に示されたい。

エ 歴史的・文化的景観には鎮守の森や棚田の風景等を含めた集落景観がある。また高山地区には高山の茶筌に使用する竹の寒干しや竹林の風景がある。これらの景観についても配慮されたい。

5 廃棄物について

新たに建設される施設において、減少する廃棄物焼却残渣量について予測し、その処分については、最終処分場に依存しない処理方法および焼却残渣が利用されやすいようなごみ分類方法等の改善を検討されたい。

審査委員会における意見概要<H25.5.8現在>

意見区分	意見	審査部 会	都市計画決定権者の見解(交野市・四條畷市)	審議会への報告(案)
水質について	<p>実際に施設以外には降った雨等は、地下浸透はなしに、修景池を通じて一か所の枡から天野川に出ていくというこでよいのか。 また、見解の方に地下水としてはほとんど現状より浸透しないとの理由はないか。 事後調査関係のモニタリング分析は一季一回とされているが、異常があっても、分析時には異常が出ていない等の可能性があるため、急に異常が出た際に対策が取れるようにpHや電気伝導度などで常時モニタリングされる予定はないか。</p>	第2回	<p>当初の造成時に地下に埋設管、暗渠管を入れるため、基本的に調整池(修景池)より北部・東部分の、地下排水・表面水・灌水は調整池を通り、最終的に排水枡を通して天野川へ流れますが、調整池より低い北西部の一部は、地形上、最終的に調整池に取り込めないところもあります。 施設以外の部分は、表面についてはコンクリート又はアスファルト舗装、50cm以上の健全土による覆土上に芝生等の植栽を行うことから、現状より浸透は少なくなるものと考えております。 事後調査においても、一定期間、汚染物質の流出調査をしていきます。 工事中は、機器を設置し、濃度の指標を設けて濁度・pHを観測します。工事終了後、土砂の流出がなくなり有害物質の流出がないと確認されれば、通常の調査を行うことを考えております。</p>	1 水質について
騒音・振動について	<p>道路交通騒音について、特に国道163号では既に環境基準を超えており、それに対し収集車両が加わっても影響は少ないとの評価になっているが、将来交通量について予測した上で、それに対する評価・対策等が必要ではないか。</p> <p>国道163号線はバイパスが開通後には道路沿道の環境は改善されるとしているが、バイパス開通後に交通量が多くなったという例もあることから、将来の交通量予測は検討されるべきである。また、現時点で環境基準を超えている道路であっても、事業実施によりいくらかの影響があると考えられることから、事後報告が必要である。 方法書の段階で住民の方々から意見のあった、収集車に対する安全性の検討も必要ではないか。</p> <p>事後調査のところで、供用開始後1年間だけ、ごみ収集車等交通量を年2日施設入口にてカウントするとあるが、施設に入ってくるごみ収集車だったら全量調査されているのではないか。あえてここで調査するということよりも、施設を稼働した後は一日の台数をチェックしているはずなので、それらのデータを集計し、1年間に限らず一定期間のごみ収集量と台数を公表すればよいのではないか。</p>	第1回 第2回 第2回	<p>国道163号(清滝生駒道路)は、将来バイパス建設が計画されており、バイパス開通後は大気質、騒音、振動ともに、道路沿道の環境は改善されることとされています。しかし、本施設の供用時にバイパスが開通しているかは未定であるため、本施設供用による影響を過小に評価しないためバイパス未開通として予測・評価しました。 国道163号(清滝生駒道路)の交通量は、将来交通量が示されていないため現状の値を用いましたが、現状では横ばい傾向であるため、現状の値を用いることは妥当であると考えています。なお、現状の交通量は、第2京阪道路開通後の交通量です。 また、本事業による寄与は小さく、騒音等の環境に及ぼす影響は軽微なものと考えています。</p> <p>国道163号における本事業による騒音レベルの増加は、準備書p.496に示すとおり、0.0デシベルであり、バイパス完成後の一般車の増加による本事業による影響はほとんどないものと考えています。 今後建設される国道163号(清滝生駒道路)バイパスについては、国土交通省が建設事業を行っているもので、一般車両の将来交通量は示されておらず、一事業者が事業に係るごみ収集車等以外の将来交通量を予測することは困難です。なお、「近畿地方整備局事業評価監視委員会・平成23年度第4回」の資料によりますと、主な事業の必要性として、関西文化学術研究都市の整備に伴う人口の大幅増、精華町や生駒市の自動車保有台数の大幅な増加等が挙げられ、環境対策として、2車線から4車線化、防音塀の設置、高架道路化等が示されています。 また、安全性についても、現道区間では、通学路を含め歩道が設置されていない区間が4km(約4割)あるが、歩道を整備し、歩行者の安全性を確保することが記載されています。 安全性については、準備書p.780に示したとおり、総交通量に占めるごみ収集車等の混入率は、0.7~1.7%と小さく、影響はほとんどないと考えています。なお、事業の実施に当たっては、ごみ収集車の走行ルート、走行時間帯、適正走行等の運行管理を徹底し、安全の確保に努めて参ります。</p> <p>準備書に記載した事後調査の方針は、大阪府環境影響評価条例に基づいて事後調査を実施し、その結果を大阪府に報告し、大阪府により縦覧される調査内容を示したものです。例えば、煙突からの排ガスなどは法的に測定が義務づけられたものですが、稼働期間中の全てを公表するのではなく、環境影響評価の事後調査として、一定期間公表するもので、地元の方にお示しするものとは仕分けしています。 ごみ収集車等の交通量を把握するためには、通勤車や薬品搬入車といった計量器を通らない車両も計数する必要があること、搬入車両が北ルートと南ルートに別れていることから、ごみ処理量の最大年である供用開始年について、その中でもごみ収集車のピーク時(年2日)に施設の入口で測定し、その結果を報告することとしております。</p>	2 騒音・振動について
動植物・生態系について	<p>事業計画地は湿地などを含み、近くに磐船神社や大阪府民の森などがあり、自然環境としては非常にいい環境にある。施設を建てることによって動植物に影響が出る。 緑化に力を入れるとのことだが、生物多様性は緑化だけでは担保できない。生物群の移動や行動圏も勘案した評価・対策が必要ではないか。</p> <p>本事業計画地は土砂採取後、建設残土等で埋め戻された土地であり、草原が中心となっているとあるが、湿地は問題にしないでよいのか。湿地であるヨシ群落が工事箇所やそれ以外にもあるが、それぞれの群落にいる種は共通なのか。一度修景池を潰して新しく修景池を作る訳だが、工事中にその生き物が滅びてしまった場合、周辺の湿地にいれば戻ってくる可能性があるが、見つからないとなると、避難等の手を施さないと取り返しのつかないことになるため、範囲を広げて周辺調査するべきである。</p> <p>概要版9ページの事後調査の方針のところで、陸域生態系は植物の生息状況としてカワジシャ等の生息状況は確認するとしているが、これだけなのか。あるいはその他の、例えば近くのハヤブサの繁殖地を行動範囲としているのかや、水生生物がちゃんと戻っているか等の確認も、ここに入っていると思っよいのか。</p>	第1回 第2回 第2回	<p>事業計画地は、土砂採取後、建設残土等で埋め戻された土地であり、草地が中心となっています。 事業計画地の面積は約5.7haと小さいことから、大規模な生息空間の創出等の対策は出来ませんが、緑地や修景池を整備することとしています。 準備書p.852に記載したように、本事業の緑化にあたっては外来種は極力採用せず、客土する場合には極力近隣の生駒山系付近で採取された土砂を採用することにより外来種の混入防止を図ります。また、植栽樹種は可能な限り周辺で確認されている種を選定することにより、事業計画地周辺に生息する生物が、緑地を生息場所として利用することは可能であり、現地調査で確認された旅鳥(ノビタキ、メボソムシクイ)等が渡りの途中で事業計画地内の緑地・修景池を休息地や採餌に利用することも可能であると考えています。なお、準備書では、生態系の上位種にハヤブサを選定しており、ハヤブサの行動圏と事業計画地の面積との比較により予測評価しました。</p> <p>現地調査により確認された種のうち、注目すべき植物は、事業計画地内の調整池では確認されませんでした。注目すべき動物については、両生類のニホンアカガエル等が事業計画地内の調整池で確認されていますが、事業計画地周辺には、天野川、生駒市側の耕作地やため池など広範囲に分布しており、動物は移動能力を有することから、工事により調整池が改変された際には周辺の湿地に移動することは可能であると考えています。また、調整池は、工事完了後には修景池とし、その半分程度は湿地として整備する計画であり、整備後の湿地は水辺を好む生物が生息場所として利用することが可能であると考えています。 陸域生態系の現地調査の調査範囲は、陸生動物及び陸生植物については事業計画地及びその周辺約200mと記載していますが、方法書で既に図示していたものを説明しますと、土地利用や調査ルートを考慮して周辺約200mから約400m程度までを調査しました。(準備書p.216参照)また、淡水生物は周辺約400mよりも外側を含む天野川の3地点、猛禽類については事業計画地及びその周辺約1kmまでとするなど、地域特性や調査項目の特性に応じて設定しており、予測評価はこの調査範囲内の調査結果を踏まえて記載しています。なお、注目すべき植物のうち水辺を好むカワジシャとミコシガヤについては、事業計画地内における確認個体数が多かったことから、移植により保全を図る計画としています。</p> <p>陸域生態系に係る事後調査は、事業計画地内で多くの個体の生育が確認されたカワジシャ及びミコシガヤを対象として、供用開始後2年目まで調査を行います。ハヤブサについては、ほしだ園地の繁殖地が事業計画地から約1km離れており、事業計画地を主要な生息場所として利用する様子は確認されなかったことから、事後調査の対象としていません。水生生物については、事業計画地内の水辺である調整池が改変された場合でも、事業計画地周辺に広く存在する水辺で生息可能であると考えられることから、事後調査の対象としていません。</p>	3 動物系・生態系について ア

動物・生態系について	<p>外来種は極力使用せずとしているが、極力というのでは、採用するかもしれないというニュアンスが感じ取れる。また、植物を持ち込む以外に客土によっても種子で広がると、そこに留まらずに周辺へ拡散することが懸念されるため、緑化の時の配慮事項として、外来種はもう採用せず自然の生物資源を使用するという事を謳っていただきたい。</p> <p>また、概要版8ページで、調査地域の緑化を図るということで、植栽に重点を置くようなイメージがあるが、考え方としては外来種を除去しながら、元々あった湿地とかを元に戻していくとか再生していく発想で事業計画地の緑地というものを考えていただきたい。</p> <p>水生生物や中高木にも外来種がある。856ページには外来種のところまで踏み込んでいないので、地域の自然再生に沿った形で、外来種を除去して自然再生に戻すような視点や発想が必要である。</p>	第2回	<p>本事業では事業計画地外からの客土が必要となる見込みですが、搬入する土砂は近隣地域で採取されたものを採用することを基本としており、外来種の混入を出来るだけ回避するとともに、緑化復元に当たっては、植栽樹種については外来種を使用せず、植物調査で確認された郷土種を中心として選定することにより、整備後の緑地は、周辺の森林に見られる植生と同様の樹種により構成された樹林になると考えられます。</p> <p>また、調整池は新たに修築池として整備し、その半分程度を湿地として整備し、事業計画地内で確認されたカワヂシャ及びミコシガヤを湿地に戻す計画です。</p>	3 動物系・生態系について イ
景観について	<p>景観の特性の読み取り方が不十分である。</p> <p>景観の遠景・中景・近景の特性をきちんと理解し、その中で施設・煙突がどう見えてくるかを評価するべきではないか。</p>	第1回	<p>景観につきましては、大阪府環境影響評価及び事後調査に関する技術指針に基づき、施設の存在による影響を予測・評価するため、先ず表7-12-1.2に示した、近景、中景、遠景の眺望地点から、煙突(建物は13m以下に抑えていることから視認できません。)が視認できるか否かを調査しました。次に、煙突の一部が視認できる各地点で状況を把握し、煙突が存在する場合の影響を予測・評価しております。なお、代表的な眺望地点(予測対象地点)の選定については、以下に示すとおり、眺望地点の状況だけでなく、景観の遠景・中景・近景の特性を踏まえ、代表的な自然景観、歴史的・文化的景観の観点を考慮しています。</p> <p>環境影響評価方法書において、事業計画地及び周辺が金剛生駒紀泉国定公園内であることから『自然景観』を、交野八景(天の樟船溪谷の朝霧)に近接していること及び磐船峡が文化財(名勝)に指定されていることから『文化的・歴史的景観』を評価項目としました。</p> <p>「表7-12-2.2 代表的な眺望地点(予測対象地点)」の選定に当たっては、眺望地点の状況だけでなく、景観の遠景・中景・近景の特性を踏まえ、代表的な自然景観、歴史的・文化的景観の観点から選定しました。</p> <p>なお、眺望地点の選定の考え方としては、不特定かつ多数の者が利用している場所、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所、視界が開けた場所及び文化財(名勝)がある場所から、事業計画をもとに、施設完成後の変化を把握することができる地点を選定しました。</p> <p>近景としては、事業計画地西側の磐船峡駐車場付近が文化財(名勝)であることから文化的・歴史的景観の地点として選定しました。</p> <p>中景については、国定公園内のほしだ園地(星のブランコ)、ゴルフ場(ハイキングコース)の2地点、近傍の住宅地として生駒市北田原町集落地、四條畷市下田原集落地、高台にある田原台住宅地の中から煙突が良く見える位置を選定しました。</p> <p>遠景については、方法書の審査及び住民意見を踏まえて、事業計画地からの距離が3km以上であっても見晴らしがよい場所であれば選定するとの考え方から、生駒山麓公園を選定しました。</p> <p>なお、煙突の先端が見える範囲は、主に事業計画地の南側であり、生駒市域の高山地区、ひかりが丘住宅地からは、施設、煙突共に視認できません。</p> <p>中景及び遠景については、山並みの風景、その下にみえる田園風景などが自然景観の構成要素となっております。</p> <p>景観対策として、建物高さを13m以内とし、周辺地域から眺望できない様に配慮すること、煙突高さを極力低く抑えることで、景観への影響を最小限に抑えています。</p> <p>また、事業の実施にあたっては、「交野市景観まちづくり条例」に基づき、交野市と協議すること、「大阪府公共事業景観形成指針」に即して、事業を実施すること、名勝については、大阪府教育委員会と協議を行うことで、良好な景観の形成に努めて参ります。</p>	4 景観について ア
	<p>近くで見ると建物のインパクトは大きいので、形状やデザインでこのインパクトをどう軽減していくかが問題となる。詳細が検討されるのは設計の段階になると思うが、その際にどう留意するかは現時点で評価していただきたい。</p>	第1回	<p>建物については景観に配慮して高さを13mに抑えており、事業計画地の近傍からは視認できませんが、高さを制限することにより建物のボリューム感を低減し、屋根も柔らかなイメージとすることとしています。なお、施設整備にあたっては、自然公園法及び交野市景観まちづくり条例にもとづき周辺景観との調和を図ってまいります。</p>	
	<p>眺望景観の変化で、煙突が新たに視野に出現するが、その背景に送電線や鉄塔が存在する、とあるが、これは事実であり、それをどう評価されたのかが分からない。また、既に送電線や鉄塔があっても、煙突や煙突としてのインパクトがあるので、その評価をされるべきである。</p>	第1回	<p>「背景に送電線や鉄塔が存在する」については、既に背景に送電線や鉄塔が存在しているため、そこに新たに煙突が存在することによる違和感は比較的小さいと考えられると評価しました。また、煙突によるインパクトについては、可能な限り低く設定しております。なお、施設整備にあたっては、自然公園法及び交野市景観まちづくり条例にもとづき周辺景観との調和を図ってまいります。</p>	
	<p>「送電線や鉄塔が既にあるため、その上に新たに煙突が存在しても違和感が比較的小さい」という書き方では、煙突が加わっても大したことないと思われる表記であり、避けてもらいたい。環境にしても景観的にも前よりよくなったと思ってもらえて初めて、市民の方にも理解いただけると思う。今、送電線や鉄塔があったとしても、そこに煙突が更に加わる時にどういった結果になったかを評価して、その結果極めて少ないということの評価に立ったと、いうように丁寧に書いていただくほうがよい。</p>	第2回	<p>準備書では、事業計画地周辺の特性の一つとして鉄塔や送電線が存在し、モニタージュパースにより煙突が加わった場合の景観変化を予測し記載しました。施設整備にあたっては、自然公園法及び交野市景観まちづくり条例にもとづき周辺景観との調和を図ってまいります。</p>	4 景観について イ
	<p>煙突について、山林と調和すると書かれているが、煙突の背景は山林ではなく空である。山林になじませると、際立たせることになるのではないか。</p>	第1回	<p>事業計画地は国定公園内の丘陵地の山林に囲まれた場所であることから、準備書の表現としましたが、施設整備にあたっては、自然公園法及び交野市景観まちづくり条例にもとづき、煙突の背景を含め周辺景観との調和を図ってまいります。</p>	

景観について	煙突の高さの評価について、60mを越えると航空法の関係で赤白に塗ったりサーチライトを付ける必要があるが、そのことも含め60mを越えることは景観面で好ましくないとの評価がなされ、記載されるべきではない。	第1回	航空法第51条及び第51条の2の規定により、60m以上の煙突等の設置者は航空障害灯や屋間障害標識を設置しなければならない、とされていますが、本煙突の設置場所のように近くにより高い山などがある場合には、国土交通大臣の許可又は承認を受けた場合は必ずしも設置する必要はないとされています。(航空障害灯及び屋間障害標識の設置免除の事務処理基準(国土交通省・航空局長通達)) このため、景観では80mの評価を過度に低く評価しないよう40mや59mと同様の色彩とし、航空障害灯等による評価項目は設定していません。 なお、航空法では、航空障害灯等の設置が基本であり、設置することを要しないただし書を適用するための許可又は承認に際しては、国土交通省との協議・調整が必要となるため、準備書p.837・表8-1.4では、『「新ごみ処理施設整備基本計画」では、煙突高は、「景観に配慮し、航空法の規制に抵触しない59mを原則とする。」』としております。	4 景観について ウ
	煙突高について、60m未満の高さ、50mや55mでは大気質と景観の関係でどのように評価されているのか不明。もし詳細な評価が可能であれば検討いただきたい。	第1回	方法書では煙突高59mとしていましたが、大阪府環境影響評価条例に基づく知事意見「煙突高さについて、大気質及び景観の予測評価をとおして検討し、その内容を準備書に記載すること。」を受け、大気質予測は煙突高毎に大規模な風洞実験を実施する必要があり、煙突高の設定は3高度が限界であることから、「煙突高さを現施設の40m、方法書で示した59m、さらに、高度を上げた80mの3高度について、大気質及び景観の予測評価を行い、その結果、煙突高を59mとしました。」と知事意見に対する都市計画決定権者の見解を示しております。 なお、煙突高の検討については、5m程度の差であれば大気質や景観の評価結果に大きな差は生じないと考えています。	
	40mから80mまでを検討して、結果59mに落ち着いたというのは説得力に欠ける。5m程度の差であれば大きな差は生じないというが、40mであれば20mの差になるので、10mごとに段階を追って評価してどうなったかというあたりを補足説明してもらいたい。	第2回	大気予測にあたっては、事業計画地周辺が盆地内にあり、起伏のある地形となっていることから、地形影響を含めた予測結果を地元のみなさんにわかりやすく説明できるよう、風洞実験を含めた予測方法を採用しました。風洞実験は、時間・手間もかかる非常に大がかりな実験であり、3高度の実験が実質的には限界です。なお、1回目回答での煙突高さの回答は、5m程度の差であれば予測評価に影響しないという意味で記載したものです。 煙突高さを59mとした理由は、準備書837ページの表8-1.4に示したように、施設整備計画において検討を重ねた上で、準備書の予測結果が59mと80mでは大気汚染のインパクト濃度に大きな差がないという結果を踏まえ、地元の皆さんに安全・安心して頂ける煙突高さとして設定したものです。	
	846ページに挙げられている写真を見ると、煙突高は40mの方が60mに比べてはるかに景観的な負荷が少なく、低ければ低い方がよい。もちろん、住民の意志から、景観より大気を優先したという理由も考えられなくはないが、準備書に記載されている基準値をみたら、大気質の値だけから大気を優先したとはいえない、景観的にはやっぱり低い方がよく、20mの差というのは大きいと思う。実際どのような意見が住民から挙がっていたのか。	第2回	生駒市での説明会では、排出ガス予測、煙突高さの評価における濃度、煙突高さの理由、排出ガスの影響、大気質調査範囲についてのご質問があり、また、説明会以外では、計画地周辺自治会への説明の際にもダイオキシンの濃度や大気質のインパクトについてのご意見は多く伺っております。 交野市での説明会では、大気質予測、排出ガス濃度の低減、排出ガス予測、排出ガス量による濃度変化についての意見がありました。 四條畷市での説明会では、PM2.5、排出ガス濃度・範囲についての意見がありました。 全体を通して、大気質についての関心が高く、景観に関する意見はありませんでした。	
	煙突高59mになった理由を、たくさんの実験・調査を実施したデータ結果から、丁寧に説明するべきである。大気質の面で、住民から少しでも煙突を高くしてほしいというニーズがあるならば、それを数値で説明するのは無理があるので、住民から少しでも大気濃度を小さくしてほしいという要望がこの決定に反映されているとの説明があればいいかと思う。 準備書840、841ページの図での最大着地濃度に達した際に、煙突高が40mとなると、環境基準に達しそうな地点では影響が大きいというのは分かるが、59mへ繋がる根拠がもう少しほしい。特に景観にも関係してくる話なので、景観面からも納得していただけるような書きぶりにしてもらいたい。	第2回	煙突高さの検討は、準備書837ページから記載しています。 準備書840ページでは、大気モデル実験によって59m、40m、80mを予測した結果と、次に煙突高を変えることにより景観がどう変わるかを評価し、大気・景観の両方を勘案して59mという結論にしています。 842ページの図では、煙突高が40mでは濃度比が高く、59m、80mではそれほど変わらないという結果となっており、40mでは大気的に影響があるという評価をしております。 この地域の環境濃度は低く、また、今日のごみ焼却施設は排出源で十分濃度を小さくしておりますので、煙突高さを40mとしても、将来の環境濃度は環境基準値を十分下回ると予測され、煙突高さはインパクトの大小を相対的に比較することにより決定しました。 地域の住民の方々は、ダイオキシンなどの大気汚染の影響を一番心配されておりますので、できるだけ大気については配慮したいと考えていますが、近くの集落から煙突が見えるという景観面からの観点を含めて評価をしております。	
198頁の交野群の群は「郡」の誤りである。この地域は鎮守の森や神社が非常に多い。景観という言葉には見栄えの善し悪しだけでなく、歴史的景観・文化的景観も含まれるので、配慮をお願いしたい。	第1回	198頁の「交野群」については評価書で「交野郡」に修正します。 また、生駒市景観計画によれば、事業計画地周辺は自然景観区域及び田園景観区域となっており、良好な景観の形成に関する方針としては、生駒山系や矢田丘陵の景観の保全や、四季折々の景観を醸し出すふるさと景観として田園風景を保全すること等が示されていることから、これらの内容について、評価書では「4-4-2 歴史的・文化的景観」に追加記載します。	4 景観について エ	
198頁・199頁について、文化財は記載されているが、文化的景観としては極めて不十分である。高山地区で言うと、高山の茶笥を支えている竹林であったり、寒干しの風景であったり、文化的景観としては非常に重要となる。また、事業地周辺にはきれいな棚田があり、その背景に集落があり、その奥に里山があるという典型的な集落風景が残っている。その風景に煙突が見えてくることになると、そういったことも含めた評価をお願いしたい。	第1回	事業計画地の近傍には、歴史的にも文化的にも重要な磐船神社がありますが、神社から煙突及び施設が眺望できないことから、予測地点に選定しませんでした。また、高山の竹林の風景についても、高山地区から煙突も含めてすべての施設が見えないことから、予測地点に選定しませんでした。なお、生駒市高山町の一部は、「高山溜池を中心とした北部及び南部の地区の森林、丘陵、溜池により形成される良好な景観の保全」を旨として、奈良県自然環境保全条例に基づく景観保全地区(高山溜池景観保全地区)に指定されていることから、これらの内容について、評価書では「4-3-6 自然景観」に追加記載します。		
廃棄物について	現在の施設と、新たに建設される施設で、焼却残渣等の状況がどう変わるかは非常に重要であり、分かりやすく書き直していただきたい。また、残渣がどれだけ減少したかについて評価を行う必要がある。事前に施設の方式を検討する委員会を実施されているが、但し書きとして最終処分場への依存が依然として課題として残るとされている。排出量がどれだけ少なくなるかを予測評価して、残渣の処分等の課題を含め対策をどのようにするのかということをごきちんとして記載し、それに対する評価を行うべきである。	第1回	大阪湾広域臨海環境整備センター等へ搬入する廃棄物の量は、平成22年度の現施設からの焼却残渣等の量は4,081トン/年となっており、新施設では2,849トン/年です。 新施設においては、熱しやく減量を大阪湾広域臨海整備センターの受入基準である10%以下から5%以下へ半減させるなど焼却性能の向上によって、最終処分場への依存の軽減に努めます。 また、最終処分方法については、処分場計画の動向を踏まえつつ、処分場に依存しない処分方法を国や関係自治体とともに検討してまいります。	5 廃棄物について
	「処分場に依存しない処分方法」は処分しない処分方法になるので、「処分場に依存しない処理方法」などに修正すべきである。また、処分量を減らすということをもっと検討する時期であり、焼却残渣のままで利用しやすい物にするために、事業者側自身が積極的に、重金属が焼却灰に入らない等の分類方法を新たに検討すべきである。	第2回	第1回回答「処分場に依存しない処分方法」を「処分場に依存しない処理方法」に修正します。 ごみ分別の段階で、可燃物に重金属が含むものが混入しない様、分別を徹底するとともに、分別の方法については、他市の事例も参考に今後研究してまいります。	

【案】

平成25年 月 日

奈良県知事 殿

奈良県環境審議会
会長 花田 真理子

東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設
整備事業に係る環境影響評価手続きについて（答申）

平成25年2月20日付け環政第548号により本審議会に諮問のあった標記の件について、本審議会環境影響評価審査部会において、平成25年3月4日、同年4月17日、同年5月8日の3回にわたり審議を行い、同年5月22日に本審議会にて結論を得たので、下記のとおり答申します。

記

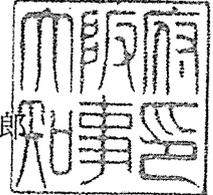
- 1 水質について
工事中および事後調査の際には、急激な水質変化に対応するため、水質の常時モニタリング等の対応策を検討されたい。
- 2 騒音・振動について
一般国道163号線において、既に環境基準を超過している地点があることから、交通量の変化や搬入車両の経路等を考慮し、その対策に努めること。
- 3 動植物・生態系について
ア 事業計画地周辺は自然環境に非常に恵まれており、事業実施に伴い、動植物や生態系に影響を及ぼすことが想定される。生物の移動や行動圏に配慮して、工事及び事業をされたい。
イ 環境保全措置として緑化を行う際には、外来種を採用しないこと。また、地域の自然再生に向けて、外来種の除去を検討し緑化を図ること。
- 4 景観について
ア 遠景・中景・近景の特性を考慮した上で、景観に配慮すること。また、今後の施設の詳細設計の際には、景観への影響を軽減するよう留意されたい。
イ 特に近景については、煙突が新たに視野に出現する影響について、周辺の背景と調和させるよう色彩も含め検討されたい。
ウ 大気質と景観の両方の観点から、煙突高の設定の根拠について詳細に示されたい。
エ 歴史的・文化的景観には鎮守の森や棚田の風景等を含めた集落景観がある。また高山地区には高山の茶笥に使用する竹の寒干しや竹林の風景がある。これらの景観についても配慮されたい。
- 5 廃棄物について
新たに建設される施設において、減少する廃棄物焼却残渣量について予測し、その処分については、最終処分場に依存しない処理方法および焼却残渣が利用されやすいようなごみ分類方法等の改善を検討されたい。

環 保 第 2 3 8 4 号

平 成 2 5 年 1 月 2 5 日

奈良県知事 荒井 正吾 様

大阪府知事 松井 一郎



東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業
に係る環境影響評価手続きについて（協議）

日ごろから、大阪府の環境行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、標記事業について、大阪府環境影響評価条例施行規則第 71 条第 1 項の規定により、平成 25 年 1 月 24 日に環境影響評価準備書が都市計画決定権者である四條畷市及び交野市から提出されました。

つきましては、同条例施行規則第 72 条第 1 項の規定において準用する同条例第 14 条の規定により関係地域とすべき地域に貴県域の地域が含まれますので、同条例第 41 条の規定により、標記事業の貴県域における環境影響評価、事後調査その他の手続きに関して、ご意見を賜りますようお願いいたします。

〔連絡先〕

大阪府環境農林水産部環境管理室
環境保全課アセスメントグループ

担当：紀田

TEL 06-6941-0351（内線 3855）

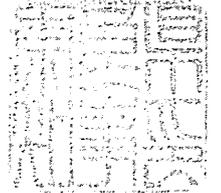
06-6210-9580（直通）

FAX 06-6210-9575

環 政 第 5 4 8 号
平成 2 5 年 2 月 2 0 日

奈良県環境審議会
会長 花田 眞理子 様

奈良県知事 荒井 正吾



東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設
整備事業に係る環境影響評価手続きについて（諮問）

標記について、大阪府環境影響評価条例第 4 1 条の規定に基づき、大阪府知事より協議がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

現在、大阪府において、標記事業の環境影響評価手続きが進められているが、関係地域に本県域の地域が含まれるとして、大阪府環境影響評価条例第 4 1 条の規定に基づき、平成 2 5 年 1 月 2 5 日付け環保第 2 3 8 4 号で大阪府知事から奈良県知事へ協議があった。

ついては、大阪府知事に対し環境影響評価、事後調査その他の手続きに関して意見を述べる必要があるため、貴審議会に意見を求めるものである。